

COVID-19 パンデミック期間における社会保障制度への拠出要件の緩和 ^{P1}

上場企業を対象とした法人税率軽減 – 報告要件 ^{P3}

COVID-19 パンデミック期間における社会保障制度への拠出要件の緩和

COVID-19 パンデミックによるインドネシア国内のビジネス状況に対する影響に鑑み、インドネシア政府は2020年9月1日、雇用に係る社会保障制度への拠出要件の緩和を規定する政府規則 No. 49 Year 2020 (以下「GR-49」) を公布しました。

GR-49 で規定する要件緩和の期間は2020年8月から2021年1月までになっています。特筆すべき点として下記の要件緩和が定められています：

- a. 労働事故補償 (*Jaminan Kecelakaan Kerja/JKK*)、死亡補償 (*Jaminan Kematian/JKM*)、老齢補償 (*Jaminan Hari Tua/JHT*)、並びに年金補償 (*Jaminan Pensiun/JP*) に対する拠出の期限の延長
- b. JKK 及び JKM 拠出金の軽減
- c. JP 拠出金の一部の支払いの延期

拠出金支払い期限の延長

JKK、JKM、JHT 及び JP 拠出金は通常、翌月の15日までに納付が必要ですが、緩和措置の期間中は翌月の30日まで納付期限に延長されています。各月の30日が休日である場合、その1営業日前が納付期限日になります。

JKK および JKM 拠出金の軽減

GR-49 は緩和措置期間中、JKK 及び JKM 拠出金の99%を軽減できることを定めています。当該期間中、納付義務のある JKK/JKM 拠出金は通常1%になります。例えば、通常時に0.24%の JKK および0.3%の JKM を拠出する雇用主は、今般の新規則に従い0.0024%の JKK および0.003%の JKM を拠出するだけで構いません。

適格性

適格性要件は以下のとおりです:

- 雇用主および被用者が 2020 年 8 月以前に登録完了されており、2020 年 7 月までの拠出金を完納していること
- 2020 年 7 月以降に登録された被用者は、最初の 2 ヶ月間の JKK および JKM 拠出金を納付することで、3 ヶ月後から緩和措置を享受することができる (3 ヶ月後が緩和措置期間外の場合は除く)

負担軽減メカニズム

負担軽減は、労働社会保障実施機関 (*Badan Penyelenggara Jaminan Sosial/BPJS Ketenagakerjaan*) が管理する被用者報告システム (*Sistem Informasi Pelaporan Peserta/SIPP*) を通じて直接通知されます(申請は不要)。

2020 年 8 月の拠出金が過大、もしくはそれ以降の各月の拠出金が過大である場合、当該の拠出金の過大部分は次回の拠出時に払い戻されます。

JP 拠出金の一部の納付期限延長

通常、JP 拠出金の徴収ベースは 3% であり、1% は被用者からの徴収、2% は雇用主からの徴収です。合計 3% の徴収金は雇用主が労働社会保障実施機関 (BPJS Ketenagakerjaan) に納付します。

GR-49 は、当該の合計 3% について緩和措置期間中はその 99% の納付を延期することが可能で、残りの 1% のみの納付が良いことを規定しています。延期した 99% は一括もしくは分割で納付することができます。規則では、その納付は遅くとも 2021 年 3 月 15 日以前には開始する必要があり、遅くとも 2022 年 4 月 15 日までに完済することを定めています。

適格性

大・中企業の適格性要件は以下のとおりです:

- a. 主要事業が COVID-19 の影響を受けて、2020 年 2 月以降の月次申告をもとに月次売上が 30% 超の下落していることをトップマネジメントのレターを添えて説明する。
- b. 雇用主が被用者を 2020 年 8 月以前に登録しており、2020 年 7 月までの拠出金を完納していること。被用者が 2020 年 7 月以降に登録されている場合、雇用主は JP 拠出金の 1% の納付で済む緩和措置を直ちに享受することができる。

零細・小企業については、上記の (b) のみで要件を充足します。

負担軽減メカニズム

大・中企業については、雇用主が納期延長申請書を労働社会保障実施機関 (BPJS Ketenagakerjaan) に提出し、労働社会保障実施機関 (BPJS Ketenagakerjaan) が 3 日以内にその申請内容を確認し、1 日以内に却下もしくは承認決定の旨を申請者に通知します。上記のプロセスは対面でもしくは労働社会保障実施機関 (BPJS Ketenagakerjaan) ウェブサイトにおいて電子的に手続きすることができます。

零細・小企業については、雇用主が労働社会保障実施機関 (BPJS Ketenagakerjaan) に通知して、労働社会保障実施機関 (BPJS Ketenagakerjaan) が当該通知を受けてから 1 日以内に納期延長を通知者 (雇用主) に通知します。

被用者が緩和措置期間中に JP 償還を申請して一括払いの補償を受けた場合、納期が延長された拠出金は補償金が被用者に支払われる前に納付される必要があります。

拠出金の納付期限を過ぎた納付(納付の遅延)は 1 ヶ月あたり 0.5% の罰金が課せられます。ただし、納期が延長された JP 拠出金が規定の納付期限までに完納された場合にはこの罰則は適用されません。

上場企業を対象とした法人税率軽減 – 報告要件

政府規則 No. 30 Year 2020 (以下「GR-30」) の上場規定を満たしている企業は、法人税 (CIT) 率を通常の税率を 3% 低減する優遇措置の対象となります。2020 事業年度から 2021 事業年度は法人税率が 19% に軽減、また 2022 事業年度以降は 17% に軽減されます。GR-30 の詳細は、私どもの [TaxFlash No.27/2020](#) をご参照ください。

GR-30 は、納税者が上場要件に従い国税総局 (DGT) に報告書を提出する義務を規定しています。財務大臣は 2020 年 9 月 2 日、当該報告書の書式および申告内容を規定した規則 No.123/PMK.03/2020 (以下「PMK-123」) を公布しました。この規則によると、当該報告書は以下の項目で構成されています：

- a. 資本市場法で規定される株式所有に係る月次報告書。外部委託先の株式管理機構 (*Biro Administrasi Efek*) の作成、もしくは PMK-123 の [Attachment C](#) (付表 C) で定められる書式による自社の作成。
- b. 関係会社による保有株式に係る報告書。書式は PMK-123 の [Attachment A](#) (付表 A)。

納税者は年次法人税 (CIT) 申告書に上記の 2 つの報告書を添付する必要があります。

クロスチェックプロセスの一環として、金融庁 (*Otoritas Jasa Keuangan/OJK*) が国税総局に対して、遅くとも各事業年度終了の翌月末までに適格上場企業のリストを提出することになっています。

Your PwC Indonesia contacts:

Abdullah Azis
abdullah.azis@pwc.com

Gerardus Mahendra
gerardus.mahendra@pwc.com

Raemon Utama
raemon.utama@pwc.com

Adi Poernomo
adi.poernomo@pwc.com

Hasan Chandra
hasan.chandra@pwc.com

Runi Tusita
runi.tusita@pwc.com

Adi Pratikto
adi.pratikto@pwc.com

Hendra Lie
hendra.lie@pwc.com

Ryuji Sugawara
ryuji.sugawara@pwc.com

Alexander Lukito
alexander.lukito@pwc.com

Hisni Jesica
hisni.jesica@pwc.com

Soeryo Adjie
soeryo.adjie@pwc.com

Ali Widodo
ali.widodo@pwc.com

Hyang Augustiana
hyang.augustiana@pwc.com

Sujadi Lee
sujadi.lee@pwc.com

Amit Sharma
amit.xz.sharma@pwc.com

Kianwei Chong
kianwei.chong@pwc.com

Sutrisno Ali
sutrisno.ali@pwc.com

Andrias Hendrik
andrias.hendrik@pwc.com

Lukman Budiman
lukman.budiman@pwc.com

Suyanti Halim
suyanti.halim@pwc.com

Anton Manik
anton.a.manik@pwc.com

Mardianto
mardianto.mardianto@pwc.com

Tim Watson
tim.robert.watson@pwc.com

Antonius Sanyojaya
antonius.sanyojaya@pwc.com

Margie Margaret
margie.margaret@pwc.com

Tjen She Siung
tjen.she.siung@pwc.com

Ay Tjhing Phan
ay.tjhing.phan@pwc.com

Oki Octabiyanto
oki.octabiyanto@pwc.com

Turino Suyatman
turino.suyatman@pwc.com

Brian Arnold
brian.arnold@pwc.com

Omar Abdulkadir
omar.abdulkadir@pwc.com

Yessy Anggraini
yessy.anggraini@pwc.com

Dexter Pagayonan
dexter.pagayonan@pwc.com

Otto Sumaryoto
otto.sumaryoto@pwc.com

Yuliana Kurniadjaja
yuliana.kurniadjaja@pwc.com

Enna Budiman
enna.budiman@pwc.com


Parluhutan Simbolon
parluhutan.simbolon@pwc.com


Yunita Wahadaniah
yunita.wahadaniah@pwc.com

Gadis Nurhidayah
gadis.nurhidayah@pwc.com

Peter Hohtoulas
peter.hohtoulas@pwc.com

www.pwc.com/id

 PwC Indonesia

 @PwC_Indonesia

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to contact.us@id.pwc.com.

DISCLAIMER: This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2020 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesian member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.